

鍛鋼品の超音波探傷検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

鍛鋼品の超音波探傷検査に関する事項

改正理由

鍛鋼品に要求される超音波探傷試験に関しては、日本鑄鍛鋼会が 1970 年に発行した JFSS I3「舶用鍛鋼品に対する超音波探傷検査規格」に基づいて、鋼船規則検査要領 K 編附属書 K6.1.10(1)に要件を規定している。

当該規格は、1970 年に制定されて以降、これまで大きな改訂は行われていなかったが、探傷技術が進歩したこと及び規格の運用を通して新たな知見が得られたことから、日本鑄鍛鋼会は規格の全面的な見直しを行い、2012 年 7 月に JFSS I3-2012 として改訂版を発行した。

今般、JFSS I3-2012 に基づいて、関連規定を改めた。

また、本附属書中、超音波探傷装置の性能要件に関しては、基本的に JIS 規格を直接参照しているが、外国籍船舶用規則においては、JIS 規格の具体的な内容が規定されている。しかしながら、現在、JIS は国際的に認知された規格であり、国外からも英文版を参照できることから、今般、外国籍船舶用規則の内容を日本籍船舶用規則と整合するよう書きぶりを改めた。

改正内容

- (1) 超音波探傷検査が要求される鍛鋼品に関し、舵の付属品であるピントルにも本附属書を適用する旨明確にした。
- (2) 超音波探傷装置の性能に関し、性能要件をより明確にするとともに、現在の機器の性能向上を考慮して、不感帯、ノイズレベル及び振動子の材質に関する項目を削った。
- (3) 超音波探傷検査の探傷要領に関し、探傷面あらさの表記を最新 JIS 規格に整合させるとともに、探傷方法に関する具体的な要件を明記した。
- (4) 外国籍船舶用規則を、日本籍船舶用規則の要件と整合するよう書きぶりを改めた。